

○伊賀市建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成16年11月 1 日告示第94号

改正

平成19年 3 月30日告示第71号

平成22年 3 月31日告示第53号

平成25年 5 月 1 日告示第132号

伊賀市建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の基本的要件、一般競争入札参加資格者の確認に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、技術的難度が高い工事あるいは大規模な工事に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、また地元業者の健全な育成を図るため、市の発注する工事毎に結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

第 3 条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3企業とすること。

(2) 指名参加資格

共同企業体として指名参加申請を行おうとする業者は、構成員の全員が市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 営業年数

指名参加申請を行おうとする建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

(4) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。なお、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。

(5) 代表者

代表者は、すべての構成員の中でより大きな施工能力を有する企業であること。

この場合、市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有す

る企業間にあつては格付等級により、格付等級が同一のとき、また、市内、市外に主たる営業所を有する企業間、市外に主たる営業所を有する企業間にあつては、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点により決定するものとする。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額が、1億5千万円以上の土木工事
- (2) 設計金額が、3億円以上の建築工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、工事の規模、内容等を勘案し、市長が特定建設工事共同企業体による施工が必要と認める工事

2 前項の対象工事であっても、市長が単独企業による施工が可能であると確認できる場合は、単独での参加を認めることができるものとする。

(工事の指定)

第5条 特定建設工事共同企業体が施工する工事の指定は、事業担当課長が伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件、結成)

第6条 事業担当課長が、前条に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事の特定建設工事共同企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、審査会の審査を受けなければならない。

2 前項の審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、事業担当課長は当該工事の概要、資格要件、資格要件に該当する企業名簿、その他工事の施工に必要な事項を掲示するものとする。

3 前項の規定により、資格要件があると認められた企業は、任意に特定建設工事共同企業体を結成するものとする。この場合、1の企業は2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(特定建設工事共同企業体の入札参加申請)

第7条 前条第3項により結成された特定建設工事共同企業体は、事業担当課長の指定する日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 使用印鑑届（様式第3号）
- (4) 委任状（様式第4号）

(特定建設工事共同企業体の指名)

第8条 事業担当課長は、前条により申請のあった特定建設工事共同企業体を審査会に内申（指名内申書に様式第5号の構成員一覧表添付）し、適当であると認められたときは、当該特定建設工事共同企業体の代表者に入札参加資格確認通知を行うものとする。

(存続期間等)

第9条 入札の結果落札した特定建設工事共同企業体は、特定工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、請負うことができなかったその他の特定建設工事共同企業体は、当該特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、解散後もその工事に係る瑕疵等について、連帯してその責めを負うものとする。

(調査)

第10条 市は、特定建設工事共同企業体制度の確立と定着を図るため管理及び施工状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該特定建設工事共同企業体にあらかじめ通知をして実施するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めない事項については、審査会に諮って決定する。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第71号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第53号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日告示第132号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第1号(第7条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加申請書

年 月 日

伊賀市長 様

今般、連帯責任によって 工事の施行を行うため、
を代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

1 共同企業体の名称

_____特定建設工事共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者 住 _____ 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

(2) 構成員 住 _____ 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

構成員 住 _____ 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

3 構成員の建設業許可の状況

氏名又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 の 種 類
	大臣許可 知事許可 特・一般 ()第 _____ 号	年 月 日	
	大臣許可 知事許可 特・一般 ()第 _____ 号	年 月 日	
	大臣許可 知事許可 特・一般 ()第 _____ 号	年 月 日	
共同企業体の 事務所所在地	郵便番号 _____	電話番号 (_____)	

様式第2号(第7条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊賀市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負に関すること。
- (2) 前号に附帯する事業に関すること。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は商号

住 所

名称又は商号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等との折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事につ

いて発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____%
_____%
_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 _____ とし、代表者の名義により設けられる別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の負担割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めぬ事項)

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 特定建設工
事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し各
通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

印

印

様式第3号(第7条関係)

使 用 印 鑑 届

社 印

代表者印

使 用 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のため使用
したいのでお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体代表者

住 所

名称又は商号

代 表 者 名

印

様式第4号(第7条関係)

委 任 状

年 月 日

伊賀市長 様

委任者

印

私は伊賀市が発注する
人と定め、下記の権限を委任します。

工事において、

を代理

記

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 1 見積、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し副代理人選任の権限
- 1 工事請負契約締結及び履行に関する一切の権限
- 1 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者

印

様式第5号(第8条関係)

特定建設工事共同企業体構成一覧表

番号	企業体の名称及び住所	代表者の所属 会社及び氏名	市内・市外 の別	構 成 員 の 名 称	出資割合 %	郵便番号	電話番号
					%	〒	()
					%		
					%		
					%		
					%	〒	()
					%		
					%		
					%		
					%	〒	()
					%		
					%		
					%		
					%	〒	()
					%		
					%		
					%		